

第 2 期多度津町障害者活躍推進計画

機関名	多度津町
任命権者	多度津町長
計画期間	令和 7 年 4 月 1 日～令和 12 年 3 月 31 日（5 年間）
多度津町役場における障害者雇用に関する課題	平成 27 年度職員採用より、障害者枠を設け、継続的に募集している。併せて、非正規職員については、令和 4 年度以降、ハローワークとの連携を強化した。 現在、法定雇用率は達しているものの、第 1 期中に法定雇用率が達成できなかった期間があり、その維持や職場環境整備については常に予断を許さない状況である。 今後も継続して募集・採用に努めるとともに、定着に向け、障害である職員の活躍推進のため、より一層の体制整備や各種取組が必要である。
目標	
① 採用に関する目標	法定雇用率の維持 （参考）令和元年 6 月 1 日時点の実雇用率：2.68%、令和 6 年 6 月 1 日：3.38%）
② 定着に関する目標	不本意な離職者を極力生じさせない （評価方法）毎年度末に、人事記録を元に把握
取組内容	
1. 障害者の活躍を推進する体制整備	【組織面】 ○障害者雇用推進者として、人事担当課長を選任する。 ○障害者である職員の相談窓口は、人事担当課保健師が担当する。 【人材面】 ○障害者職業生活相談員の選任義務が生じた場合は、人事担当者等が労働局が開催する公務部門向け障害者職業生活相談員資格認定講習を受講する。
2. 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出	○身体障害等により従来の業務遂行が困難となった障害者から相談があった場合には、労働局に相談しつつ、障害の程度に応じ、負担なく遂行できる職務の選定及び創出について検討する。
3. 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理	【職務環境】 ○障害のある職員の要望を踏まえ、就労支援機器の導入を検討する。

	○所属長による人事考課の面談等を通じて、障害者である職員に対しては、必要な配慮の有無を把握することとし、その結果を踏まえて検討を行い、継続的に必要な措置を講じる。 【募集・採用】 ○募集・採用に当たっては、以下の取扱いを行わない。 ・ 特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。 ・ 自力で通勤できることといった条件を設定する。 ・ 介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。 ・ 「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。 ・ 特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。
4. その他	○国等による障害者就労施設等からの物品等の調達等の推進等に関する法律に基づく、障害者就労施設等への発注等を通じて、障害者の活躍の場の拡大を推進する。